

岩手県告示第223号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地及び役員の所在を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定に基づき、当該30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業の免許を取り消す。

平成21年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 商号又は名称 有限会社エース不動産
- 2 代表者の氏名 山本 由和
- 3 宅地建物取引業者名簿上の事務所の所在地 盛岡市前九年三丁目26番1号
- 4 免許証番号 岩手県知事(5)第1798号
- 5 免許年月日 平成20年1月20日